

関連府令の改正について

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の適用等に伴い、以下のとおり関係府令を改正することを検討。

1. 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」により、会計方針の変更等があった場合、比較情報としての前期の財務諸表を修正することが求められている。したがって、前期の財務諸表を当期の比較情報として位置付ける規定を設ける。

また、国際会計基準において、前期の財務諸表を修正した場合には、前期首の財政状態計算書が求められていることから、前期首の貸借対照表を財務諸表として位置付ける規定を設ける。

2. 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令

現行、当期の有価証券報告書等に含まれる前期と当期の財務諸表が監査の対象となっている。ただし、前期の有価証券報告書等に含まれる財務諸表と同一の内容であれば、監査対象外となっている（前期の監査報告書の写しを添付）。

比較情報の考え方が導入され、前期の財務諸表の位置付けが変わると、監査対象の範囲が変わりうることから、現行規定の改正を検討。

3. 企業内容等の開示に関する内閣府令

現行、有価証券報告書等において、前期と当期の財務諸表を並列して記載することとされているが、前期分を当期の財務諸表の比較情報として位置付ける規定を設けることを検討。

(「2009 国際財務報告基準」から抜粋)

国際会計基準 第1号 財務諸表の表示

完全な1組の財務諸表

10 完全な1組の財務諸表は次の計算書で構成される。

- (a) その会計期間の末日の財政状態計算書
- (b) その会計期間の包括利益計算書
- (c) その会計期間の所有者持分変動計算書
- (d) その会計期間のキャッシュ・フロー計算書
- (e) 重要な会計方針の要約及びその他の説明情報で構成される注記
- (f) 企業が会計方針を遡及適用する場合、又は財務諸表項目を遡及して修正再表示を行う場合には、比較対象期間のうち最も早い年度の期首時点の財政状態計算書

比較情報

38 IFRS が容認している又は異なる取扱いを定めている場合を除き、企業は、当期の財務諸表で報告されたすべての金額について、前期との比較情報を開示しなければならない。当期の財務諸表の理解に役立つ場合には、企業は、説明的・記述的な情報に関する比較情報も含めなければならない。

39 比較情報を開示する企業は、最低限、2つの財政状態計算書、2つの他の各計算書、及び関連する注記を表示しなければならない。企業が遡及的に会計方針を適用した場合、財務諸表中の項目の修正再表示をした場合、又は財務諸表中の項目の組替えをした場合には、当該企業は、最低限、3つの財政状態計算書、2つの他の各計算書、及び関連する注記を表示しなければならない。企業は次の時点での財政状態計算書を表示する。

- (a) 当期末
- (b) 前期末（これは、当期の期首と同じである。）
- (c) 最も早い比較期間の期首

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令 (抄) (昭和三十二年三月二十八日大蔵省令第十二号)

(監査証明を受けなければならない財務計算に関する書類の範囲)

第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。)第百九十三条の二第一項に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げるもの(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。))第八條の十七第一項第十号(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号。以下「中間財務諸表等規則」という。))第五条の十において準用する場合を含む。)、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。))第十五条第一項第七号、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。))第十五条の十二第一項第十一号(中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十一年大蔵省令第二十四号。以下「中間連結財務諸表規則」という。))第十七条の四において準用する場合を含む。))及び四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十四号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。))第二十条第一項第八号に掲げる事項の注記を除く。とする。

一 法第五条第一項の規定により提出される届出書に含まれる財務諸表(財務諸表等規則第一条第一項に規定する財務諸表のうち同項に規定する指定法人(以下「指定法人」という。))が提出する財務諸表以外のものをいう。以下この条において同じ。))又は財務書類(財務諸表等規則第二百二十九条の規定により外国会社が提出する財務書類をいう。以下同じ。))のうち、特定有価証券(法第五条第一項に規定する特定有価証券をいう。以下この号において同じ。))以外の有価証券に係るものにあつては最近事業年度及びその直前事業年度、特定有価証券に係るものにあつては最近特定期間(法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する特定期間をいう。以下この号において同じ。))及びその直前特定期間に係るもの(届出書に含まれる最近事業年度又は特定期間(以下この条において「事業年度等」という。))及びその直前事業年度等に係る財務諸表又は財務書類(以下この号において「書類」という。))のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項(これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた書類と同一の内容のものを除く。))二(七) (略)

八 法第二十四条第一項又は第三項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる連結財務諸表(同条第一項の規定により提出される有価証券報告書に含まれる最近の連結会計年度(連結財務諸表規則第三条第二項に規定する連結会計年度をいう。以下同じ。))の直前連結会計年度に係る連結財務諸表のうち、従前において、法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書に含まれた連結財務諸表と同一の内容のものを除く。))

九(七) (略)

金融商品取引法（抄）（昭和二十三年四月十三日法律第二十五号）

（公認会計士又は監査法人による監査証明）

第百九十三条の二 金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの（次条において「特定発行者」という。）が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの（第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。）には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（以下略）

企業内容等の開示に関する内閣府令（抄）
（昭和四十八年一月三十日大蔵省令第五号）

第二号様式

（記載上の注意）

（60） 連結財務諸表

- a 連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、最近連結会計年度の前連結会計年度分を左側に、最近連結会計年度分を右側に配列して記載すること。

（以下略）

（61） 連結貸借対照表

最近2連結会計年度末現在における連結貸借対照表を掲げて比較すること。

（以下略）

（62） 連結損益計算書

最近2連結会計年度の連結損益計算書を掲げて比較すること。

（以下略）

（63） 連結株主資本等変動計算書

最近2連結会計年度の連結株主資本等変動計算書を掲げること。

（以下略）

（64） 連結キャッシュ・フロー計算書

最近2連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

（以下略）